

平成29年度八丈町団体集客事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八丈町が、団体ツアー（以下「ツアー」という。）を企画、実施する旅行会社、民間団体、個人（以下「事業者」という。）に対し、貸切バス使用料（以下「使用料」という。）の一部を負担することを定め、八丈島への団体観光客の誘致をより効果的に行うことを目的とする。

(事業期間)

第2条 この事業を実施する期間は、平成29年4月3日から平成30年3月20日までとする。ただし、年末年始（平成29年12月29日から平成30年1月3日）を除く。

(対象事業)

第3条 この事業の対象となる事業は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) ツアーへの参加人数（添乗員等、団体集客主催者側の人員は除く）が10名以上であること。
- (2) 八丈島内宿泊施設に1泊以上するツアーであること。
- (3) 八丈町から助成金等を受けていないこと。

(負担割合)

第4条 この事業により、八丈町が負担する割合は、バス使用料の30%とする（円未満は切り捨て）。

(実績報告書)

第5条 事業者は、ツアー終了後原則1ヶ月以内に、実績報告書（第1号様式の1及び2）を町長に提出しなければならない。

(使用料)

第6条 事業者は、ツアー終了後2ヶ月以内に、使用料を入金することを原則とする。但し、翌年度の4月末日を納付期限とする。

(負担金額の確定及び交付)

第7条 町長は、前条の規定により事業者から実績の報告があったときは、速やかに審査し、適当と認めるときは負担金の額を確定し、島内バス事業者への使用料の払込を確認後に、当該負担金を交付するものとする。

(報告及び調査)

第8条 町長は、負担金に関し必要があるときは負担金の交付を受けようとする事業者から報告を求め、または関係書類その他必要な事項について調査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 3 日から施行する。